

令和2年議案第51号

令和2年度江南市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度江南市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,213,948千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月25日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 14,587,588	千円 108,144	千円 14,695,732
	2 国庫補助金	10,656,599	108,144	10,764,743
歳入合計		39,105,804	108,144	39,213,948

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 13,455,641	千円 108,144	千円 13,563,785
	2 児 童 福 祉 費	5,570,488	108,144	5,678,632
歳 出 合 計		39,105,804	108,144	39,213,948

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 14,587,588	千円 108,144	千円 14,695,732
歳入合計	39,105,804	108,144	39,213,948

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 13,455,641	千円 108,144	千円 13,563,785
歳出合計	39,105,804	108,144	39,213,948

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 108,144	千円	千円	千円
108,144			

2 歳 入

15款 国庫支出金

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
15		国庫支出金	14,587,588	108,144	14,695,732
	2	国庫補助金	10,656,599	108,144	10,764,743
		2 民生費国庫補助金	218,791	108,144	326,935
		計	39,105,804	108,144	39,213,948

[単位：千円]

節		説	明
区	分		
2	児 童 福 祉 費 補 助 金	108,144	[こども政策課] ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 103,260,000円×10/10 103,260 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 4,884,000円×10/10 4,884

3 歳 出

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 政策費	2,480,485	108,144	2,588,629	108,144				1報 酬	364
								3職 員 手当等	113
								4共 済 費	73
								8旅 費	6
								10需 用 費	101
								11役 務 費	443
								12委 託 料	3,784
	18負担金、 補助及び 交付金	103,260							
計	5,570,488	108,144	5,678,632	108,144					

3-2-1 こども政策費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業]	108,144	
1 報酬	364	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
会計年度任用職員		
3 職員手当等	113	〈特定財源〉
時間外勤務手当		国 103,260千円 103,260,000円×10/10
4 共済費	73	国 4,884千円 4,884,000円×10/10
社会保険料	70	
労働保険料	3	目的 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、ひとり親世帯等への生活支援
8 旅費	6	内容 児童扶養手当受給世帯等への臨時特別給付金の支給
費用弁償		
10 需用費	101	
消耗品費	26	
一般事業用		
印刷製本費	75	
一般事業用		
11 役務費	443	
郵便料	236	
口座振込手数料	207	
12 委託料	3,784	
システム構築委託料		
18 負担金、補助及び交付金	103,260	
ひとり親世帯臨時特別給付金		

ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入が減少した低所得のひとり親世帯等の生活を支援する。

2 事業内容

(1) 児童扶養手当受給世帯等への支給

- ・ 支給対象者
 - ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
 - ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者
- ・ 支給額
 - 1世帯5万円
 - 第2子以降1人につき3万円
- ・ 支給時期
 - 8月中旬(上記①の対象者)
 - 上記②・③の対象者には、申請を受け、9月より速やかに支給

(2) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への支給

- ・ 支給対象者
 - 上記①、②の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者
- ・ 支給額
 - 1世帯5万円
- ・ 支給時期
 - 申請を受け、9月より速やかに支給

3 事業費

108,144千円

事業費 103,260千円 ((1) 1,133世帯×50,000円+597人×30,000円)
(2) 574世帯×50,000円)

事務費 4,884千円

〈特定財源〉

国庫支出金 108,144千円